

免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き

目次

○申請手続きについて	1
○申請書の記入上の注意点について	2

申請書類の作り方（記入例 及び チェックリスト）

●申請書（表面）	
I 免許申請	
A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、免許試験合格書を交付された方	3
B 免許試験の学科試験に合格した後、1年以内に実技教習を修了した方	5
C 無試験で免許を受ける資格のある方	5
II 免許証再交付申請	
A 免許証を紛失した方	7
B 免許証を損傷した方	7
III 免許証書替申請	
免許証に記載されている氏名又は本籍を変更した方	9
IV 免許更新申請	
特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	11
●申請書（裏面）	13
●所持免許申告欄	14
●添付書類について	15
●電子申請による免許申請等について	17

○申請書の提出先、問い合わせ先	18
-----------------	----



●申請手続きについて●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続きを行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 申請の内容	
A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、免許試験合格書を交付された方 ※ 特級・一級ボイラー技士免許試験において所定の実務経験を満たさず受験し、合格後に実務経験を経られた方も含む	【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（I A ） 【申請書の提出先】 東京労働局免許証発行センター 【提出方法】 郵送による ※ 免許証の交付者は、東京労働局長となります。
B 免許試験の学科試験に合格した後、1年以内に実技教習を修了した方 C 無試験で免許を受ける資格のある方	【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（I B C ） 【申請書の提出先】 申請者の住所を管轄する都道府県労働局の安全衛生主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）
II 免許証再交付申請 A 免許証を紛失した方 B 免許証を損傷した方 III 免許証書替申請 免許証に記載されている氏名又は本籍を変更した方 IV 免許更新申請 特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（II A B 再交付） 9～10ページ参照（III 書替） 11～12ページ参照（IV 更新） 【申請書の提出先】 申請者の住所を管轄する都道府県労働局 又は 直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の安全衛生主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）

※ 申請書の提出先については、18、19ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。17ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続きを行って下さい。

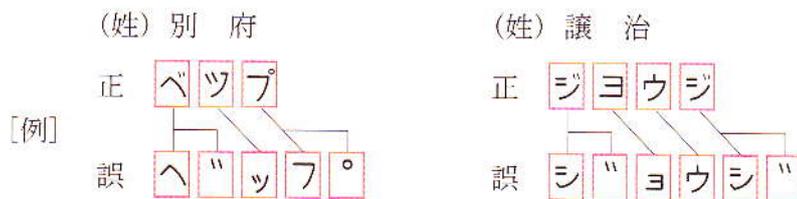
●申請書の記入上の注意点について●

1. 申請書の□枠内に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）により直接読み取りますので、筆記用具には黒のボールペンを使用し、次の事項に十分注意して下さい。

標準字体

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9
ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ユ	ヨ	ョ	ョ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ン			ー

- 1) 文字は、「標準字体」（右に記載）にならって申請書の□□□の記入枠からはみ出さないように、大きくていねいに書いて下さい。
- 2) 文字は、大きな傾きをなくし、できるだけ濃く、かすれないように書いて下さい。
- 3) つまる音など（アイウエオツヤユヨ）については、大きく（アイウエオツヤユヨ）と書いて下さい
- 4) 濁点「ㇰ」、半濁点「ㇱ」は、同一の記入枠に記入して下さい。



5) 次の文字については、特に注意して下さい。

イ シツソンは、斜めの弧を書き始めるとき小さくカギをつけ、**シ ツ ソ ン** と書く。

ロ キエヲは使用しないで、**イ エ オ** と書く。

誤 正

ハ 数字の1はカギをつけないで垂直に書く。

1 → **1**

ニ 数字の7の上部は水平の横軸とする。

7 → **7**

カタカナのクの上は右下がりにする。

ク → **ク**

ホ 数字の「4」の二本の縦線は上に閉じない。

4 → **4**

へ 文字を書き損じたときは、その枠の上下をややはみ出すように縦の一本線を引いたうえ、正しい文字を枠の中の右上すみに記入する（修正液等を使って訂正しない。）

3を2に訂正 **3** アをイに訂正 **ア**

2. 申請書は機械で処理しますので、汚したり、穴をあけたりしないで下さい。また、できるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、▶ ◀印の所を谷に折って下さい。

3. 記入例を参考に申請書に記入して下さい。

なお、それぞれの申請で添付書類の箇所に示した書類が必要ですので準備して下さい。

記入例 I - A

免許申請書

A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、
免許試験合格通知書を交付された方

(申請書裏面については)
13ページ参照。

① 11と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですから
昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話等
を記入して下さい。また、会社の場合は部署名・
内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧⑨ 申請書裏面のコード表を見て記入して下
さい。

⑩ 合格通知書を交付した安全衛生技術セン
ターの該当番号を記入して下さい。

労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている
場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新
しい免許証が交付されますので、必ず次のいす
れかに記入して下さい。

・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の
免許証の場合

⑫に免許証番号を記入

・二つ折りタイプの免許証の場合

⑫に11と記入し、免許の種類に○を付け、
別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して
下さい(14ページ参照)。

② 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。

写真は次のもので1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身(胸から上)、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

また、写真の裏面に必ず氏名を記入しておい
て下さい。

なお、次のような写真は振り直しをお願いする場
合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠
れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理
がなされているものや不鮮明なもの)
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外(勤務先など)に免許証の送付を希
望される方は、当該送付希望先の住所、電話番
号を記入して下さい。住所地への送付を希望さ
れる方は、この欄に記入する必要はありません。

⑬ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を
記入します。以下の年月日の記入要領は、⑥と
同じです。

⑭ 免許試験合格通知書に記載してありますの
で、転記して下さい。
右づめで記入して下さい。

記入しないで下さい。

○申請書類記入チェックリスト

申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、次のチェックリストにより再点検をして下さい。

	※1 チェック欄	添付書類
①		記入漏れはありませんか？
②		免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③		申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？

○添付書類

	※1 チェック欄	添付書類（申請書と一緒に封筒に同封して送付して下さい）
①		免許試験合格通知書（原本）
②		専用の免許証送付用封筒※ ※この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。この封筒には、380円分の切手（③の切手）を貼付して下さい。なお、 <u>住所等は記載しないで下さい</u> 。（免許証発行センターで申請書に記載された希望先のご住所を印字いたします。）
③		免許証送付用切手380円※分（②に貼付して下さい） ※平成21年4月1日現在の郵送料と簡易書留料です。
④		（労働安全衛生法関係免許証を所持している場合）所持免許申告欄（14ページ参照）及び現在所持している労働安全衛生法関係の免許証（旧免許証）※（又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた免許証の写し） ※提出された旧免許証は、新免許証発行後ご本人に返却されず処分されます。新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑤		（ <u>受験申請後、氏名、本籍、住所に変更があった場合</u> ）これを証明する公的書類
⑥		（ <u>特級・一級ボイラー技士免許の申請の場合</u> ）ボイラー取扱い実務経験証明書

※1 チェック欄の活用：当該チェック欄は申請書の記入後、添付資料等の確認のためにご活用下さい。

記入例 I - B C

免許申請書

B 免許試験（クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士又は揚貨装置運転士）の学科試験に合格した後、1年以内に実技教習を修了した方
 C 無試験で免許を受ける資格のある方

（申請書裏面については）
13ページ参照。

① ㊦と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですから昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話等を記入して下さい。また、会社の場合は部署名・内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の ㊦枠内に、該当する元号の番号を記入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、右側の ㊦枠内に記入します。

⑧⑨ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。

㊦の方は、「学科試験合格、実技教習修了」と、
㊦の方は、無試験で免許を受け取ることができる資格を具体的に記入して下さい。

労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、必ず次のいずれかに記入して下さい。

・カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の免許証の場合

㊦に免許証番号を記入

・二つ折りタイプの免許証の場合

㊦に㊦と記入し、免許の種類に○を付け、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい。

様式第1号（平成26年改訂） 第67号（労働部）

(免許・免許証再交付)申請書

(免許証書替・免許更新)

84001 | 23

申請者氏名 **カン トウ 太郎**

生年月日 **35 年 10 月 3 日**

〒 **290 0012** 千葉県原市能満〇〇番地 五井コーポB23

勤務先 **(株)××工業** 千葉県千葉市中央区〇〇4-11-1 電話 0436 75 10000

〒 **260 0002** 電話 043 221 0000

カントウ | タロウ

290-0011 | 535103

14 | 12 | 0

717 | 214

千葉県 労働局長 印

平成 20 年 12 月 1 日

② 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身（胸から上）、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

また、写真の裏面に必ず氏名を記入しておいて下さい。

なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明なもの）
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外（勤務先など）に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、電話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。

㊦の方は
実技教習の修了年月日を記入して下さい。

㊦の方は
その資格を取得した年月日を記入して下さい。

左端の ㊦枠内に、該当する元号の番号を記入します。以下の年月日の記入要領は ⑥と同じです。

記入しないで下さい。

○申請書類記入チェックリスト

申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、次のチェックリストにより再点検をして下さい。

	※1 チェック欄	添付書類
①		記入漏れはありませんか？
②		免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③		申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？

○添付書類

	※1 チェック欄	添付書類（申請書と一緒に封筒に同封して送付して下さい）
①	回のみ	<p>（<u>回免許試験（クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士又は揚貨装置運転士）の学科試験に合格した後、1年以内に実技教習を修了した方のみ</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許試験結果通知書 ・実技教習修了証
②	回のみ	<p>（<u>回無試験で免許を受ける資格のある方のみ</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許を受ける資格を有することを証明する書面又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた資格を証明する書面の写し（15ページ参照）
③		<p>専用の免許証送付用封筒※</p> <p>※この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。この封筒には、380円分の切手（④の切手）を貼付して下さい。なお、住所等は記載しないで下さい。（免許証発行センターで申請書に記載された送付希望先のご住所を印字いたします。）</p>
④		<p>免許証送付用切手380円※分（③に貼付して下さい）</p> <p>※平成21年4月1日現在の郵送料と簡易書留料です。</p>
⑤		<p>（労働安全衛生法関係免許証を所持している場合）所持免許申告欄（14ページ参照）及び現在所持している労働安全衛生法関係の免許証（旧免許証）※（又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた免許証の写し）</p> <p>※提出された旧免許証は、新免許証発行後ご本人に返却されず処分されます。新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。</p>
⑥		<p>本人確認証明書（15ページ参照）（<u>なお、⑤において現在所持している労働安全衛生法関係免許証を提出いただいている場合（本籍地及び氏名の変更がない場合に限る）は、不要です。</u>）</p>

※1 チェック欄の活用：当該チェック欄は申請書の記入後、添付資料等の確認のためにご活用下さい。

記入例Ⅱ

免許証再交付申請書

A 免許証を紛失した方 または
B 免許証を損傷した方

(申請書裏面については
13ページ参照。)

① ②と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですから
昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話等
を記入して下さい。また、会社の場合は部署名・
内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の枠内に記入します。

⑧⑨ 申請書裏面のコード表を見て記入して下
さい。

㊦の方は、「紛失」と記入して下さい。
㊧の方は、「損傷」と記入して下さい。

㊱ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持って
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要事項を記入して下さい(14ページ
参照)。

※再交付と書替を同時に行う場合は、「申請
の区分」は⑩と記入し、記入例Ⅲ(9ページ)
に示した事項も併せて記入して下さい。

② 記入しないで下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm
 - ・上三分身(胸から上)、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
 - ・鮮明で変色の恐れのないもの
- また、写真の裏面に必ず氏名を記入しておい
て下さい。

なお、次のような写真は振り直しをお願いする場
合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠
れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理
がなされているものや不鮮明なもの)
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外(勤務先など)に免許証の送付を希
望される方は、当該送付希望先の住所、電話番
号を記入して下さい。住所地への送付を希望さ
れる方は、この欄に記入する必要はありません。

記入しないで下さい。

紛失または損傷した免許証について記入して下
さい。

・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の
免許証の場合

㊲に免許証番号を記入

・二つ折りタイプの免許証の場合

㊳に「免許の種類コード」㊴に「交付局コ
ード」(裏面のコード表参照)、㊵に「免許証
番号」㊶に交付年月日を記入して下さい。

紛失・損傷した免許証の記載項目が不明
の場合には、申請者ご本人が本人確認証
明書を持参の上、申請書を最寄りの労働
基準監督署又は都道府県労働局にて確認
してください。

○申請書類記入チェックリスト

申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、次のチェックリストにより再点検をして下さい。

	※1 チェック欄	添付書類
①		記入漏れはありませんか？
②		免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③		申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？

○添付書類

	※1 チェック欄	添付書類（申請書と一緒に封筒に同封して送付して下さい）
①	㍷のみ	(㍷免許証を紛失した方のみ) ・免許証滅失事由書（16ページ参照）
②	㍸のみ	(㍸免許証を損傷した方のみ) ・損傷した免許証
③		専用の免許証送付用封筒※ ※この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。この封筒には、380円分の切手（④の切手）を貼付して下さい。なお、 <u>住所等は記載しないで下さい。</u> （免許証発行センターで申請書に記載された送付希望先のご住所を印字いたします。）
④		免許証送付用切手380円※分（③に貼付して下さい） ※平成21年4月1日現在の郵送料と簡易書留料です。
⑤		(他の労働安全衛生法関係免許証を所持している場合)所持免許申告欄（14ページ参照）及び現在所持している他の労働安全衛生法関係の免許証（旧免許証）※(又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた免許証の写し) ※提出された旧免許証は、 <u>新免許証発行後ご本人に返却されず処分されます。</u> 新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、 <u>最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。</u> <u>原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。</u> 詳しくは16ページを参照して下さい。
⑥		本人確認証明書（15ページ参照） <u>（免許証を損傷した方で、当該免許証で本人確認ができる場合は不要です）</u>

※1 チェック欄の活用：当該チェック欄は申請書の記入後、添付資料等の確認のためにご活用下さい。

記入例Ⅲ

免許証書替申請書

免許証に記載されている
氏名又は本籍を変更した方

(申請書裏面については
13ページ参照。)

① ③と記入して下さい。

現在の氏名・本籍を記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですから
昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話等
を記入して下さい。また、会社の場合は部署名・
内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧⑨ 申請書裏面のコード表を見て記入して下
さい。

変更前の氏名又は本籍を記入して下さい。

⑫ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持って
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要事項を記入して下さい(14ページ
参照)。

※再交付と書替を同時に行う場合は、1「申請
の区分」は3と記入し、記入例Ⅱ(7ページ)
に示した事項も併せて記入して下さい。

建設省(国土交通省) 労働安全衛生局(1)

(免許・免許証再交付)申請書
(免許証書替・免許更新)

申請者氏名 84001 3 関 東 太 郎 女

生年月日 35 10 3 神奈川県 神奈川

〒ハナエイハラシノワマン コイコーホビー
千葉県原市能満〇〇番地 五井コーポB23
(株)XX工業 千葉県千葉市中央区〇〇4-11-1
260 0000 電話 043 221 0000

カントウ タロウ

290-0011 535103

14 12 0

申請書裏面(裏表)のコード表を見て記入して下さい。

住所 千葉県千葉市中央区〇〇4-11-1

電話番号 043 221 0000

変更前の氏名又は本籍 吉田 太郎 秋田

労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、1と記入し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい(14ページ参照)。

50 05 0021365 63510

1

② 記入しないで下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身(胸から上)、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

また、写真の裏面に必ず氏名を記入しておいて下さい。

なお、次のような写真は振り直しをお願いする場合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理がなされているものや不鮮明なもの)
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外(勤務先など)に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、電話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。

記入しないで下さい。

書替する免許証について記入して下さい。

- ・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の免許証の場合

⑭に免許証番号を記入

- ・二つ折りタイプの免許証の場合

⑭に「免許の種類コード」⑮に「交付局コード」(裏面のコード表参照)、⑯に「免許証番号」⑰に交付年月日を記入して下さい。

交付局 千葉 労働局長職
平成 20 年 12 月 1 日

○申請書類記入チェックリスト

申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、次のチェックリストにより再点検をして下さい。

	※1 チェック欄	添付書類
①		記入漏れはありませんか？
②		免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③		申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？

○添付書類

	※1 チェック欄	添付書類（申請書と一緒に封筒に同封して送付して下さい）
①		氏名の変更の場合は戸籍抄本、本籍地の変更の場合は戸籍抄本又は本籍地が記載された住民票の写し
②		専用の免許証送付用封筒※ ※この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。この封筒には、380円分の切手（③の切手）を貼付して下さい。なお、 <u>住所等は記載しないで下さい。</u> （免許証発行センターで申請書に記載された送付希望先のご住所を印字いたします。）
③		免許証送付用切手380円※分（②に貼付して下さい） ※平成21年4月1日現在の郵送料と簡易書留料です。
④		（他の労働安全衛生法関係免許証を所持している場合）所持免許申告欄（14ページ参照）及び現在所持している他の労働安全衛生法関係の免許証（旧免許証）※（又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた免許証の写し） ※提出された旧免許証は、新免許証発行後ご本人に返却されず処分されます。新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑤		書替する免許証※（又は最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認証明を受けた免許証の写し） ※提出された免許証は、新免許証発行後ご本人に返却されず処分されます。新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

※1 チェック欄の活用：当該チェック欄は申請書の記入後、添付資料等の確認のためにご活用下さい。

記入例Ⅳ

免許更新申請書

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を
更新しようとする方〔申請書裏面については〕
13ページ参照。

① 4と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですから
昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話等
を記入して下さい。また、会社の場合は部署名・
内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。⑧⑨ 申請書裏面のコード表を見て記入して下
さい。⑩ 更新する免許証の免許証番号を記入して下
さい。

（免許・免許証再交付）申請書
（免許証書表・免許更新）

〒84001 → 4

申請者氏名 カントウ タロウ 太郎 太郎
性別 男 年齢 35 10 3 神奈川県 神奈川

〒千葉県原市能満〇〇番地 五井コーポB 23
〒千葉県千葉市中央区〇〇4-11-1
260 0000 043 221 0000

勤務先 (株)××工業

住所 カントウ → タロウ
290-0011 → 535103

14 12 0

住所以外(勤務先など)に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、電話番号を記入して下さい。住所地向への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。

現在お持ちの免許証の有効期間を記入して下さい。
※有効期間を経過している場合、更新申請は出来ません。期限満了前に申請してください。

記入しないで下さい。

千葉 労働局長殿
平成 20 年 12 月 1 日

② 記入しないで下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身（胸から上）、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

また、写真の裏面に必ず氏名を記入しておい
て下さい。なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場
合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明なもの）
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地向への送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、電話番号を記入して下さい。住所地向への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。

現在お持ちの免許証の有効期間を記入して下さい。

※有効期間を経過している場合、更新申請は出来ません。期限満了前に申請してください。

記入しないで下さい。

○申請書類記入チェックリスト

申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、次のチェックリストにより再点検をして下さい。

	※1 チェック欄	添付書類
①		記入漏れはありませんか？
②		免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③		申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？

○添付書類

	※1 チェック欄	添付書類（申請書と一緒に封筒に同封して送付して下さい）
①		免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面（15ページ参照）
②		専用の免許証送付用封筒※ ※この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。この封筒には、380円分の切手（③の切手）を貼付して下さい。なお、 <u>住所等</u> は記載しないで下さい。（免許証発行センターで申請書に記載された送付希望先のご住所を印字いたします。）
③		免許証送付用切手380円※分（②に貼付して下さい） ※平成21年4月1日現在の郵送料と簡易書留料です。
④		更新する免許証

※1 チェック欄の活用：当該チェック欄は申請書の記入後、添付資料等の確認のためにご活用下さい。

免許申請書 (裏面)

郵便局等で所定額（平成21年4月1日現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。

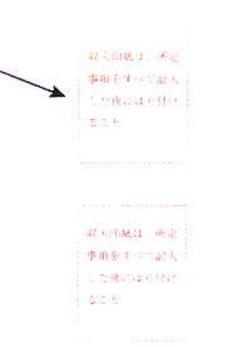
- ・収入印紙は国発行です。地方自治体の発行する証紙ではありません。
- ・1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼って下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）
- ・申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
- ・収入印紙は消印しないで下さい。

収入印紙の貼付方法（貼付の順序）

収入印紙

1. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
2. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
3. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
4. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
5. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
6. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
7. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
8. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
9. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
10. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
11. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
12. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
13. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
14. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
15. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
16. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
17. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
18. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
19. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。
20. 収入印紙の貼付は、収入印紙の裏面に「貼付の順序」の記載に従って行います。

収入印紙の貼付方法



(本籍地、住所地、交付局コード一覧)

北海道	01	旭川	09	札幌	01	釧路	05	帯広	04	苫小牧	04	札幌	01
青森	02	青森	06	弘前	05	岩手	06	秋田	04	山形	04	福島	02
岩手	03	盛岡	04	山形	05	福島	03	茨城	03	栃木	03	群馬	03
宮城	04	仙台	02	秋田	03	山形	04	福島	04	茨城	04	栃木	04
秋田	05	秋田	03	山形	04	福島	05	茨城	05	栃木	05	群馬	05
山形	06	山形	04	福島	06	茨城	06	栃木	06	群馬	06	埼玉県	05
福島	07	福島	07	茨城	07	栃木	07	群馬	07	埼玉県	06	千葉県	07
茨城	08	茨城	08	栃木	08	群馬	08	埼玉県	07	千葉県	08	東京都	08

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
01	普通自動車	21	普通自動車(軽自動車)	31	普通自動車(軽自動車)
02	普通自動車(軽自動車)	22	普通自動車(軽自動車)	32	普通自動車(軽自動車)
03	普通自動車(軽自動車)	23	普通自動車(軽自動車)	33	普通自動車(軽自動車)
04	普通自動車(軽自動車)	24	普通自動車(軽自動車)	34	普通自動車(軽自動車)
05	普通自動車(軽自動車)	25	普通自動車(軽自動車)	35	普通自動車(軽自動車)
06	普通自動車(軽自動車)	26	普通自動車(軽自動車)	36	普通自動車(軽自動車)
07	普通自動車(軽自動車)	27	普通自動車(軽自動車)	37	普通自動車(軽自動車)
08	普通自動車(軽自動車)	28	普通自動車(軽自動車)	38	普通自動車(軽自動車)
09	普通自動車(軽自動車)	29	普通自動車(軽自動車)	39	普通自動車(軽自動車)
10	普通自動車(軽自動車)	30	普通自動車(軽自動車)	40	普通自動車(軽自動車)

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- (1) 同時に2種類の免許申請を行う場合
- (2) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
(新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、先に既交付の免許証の再交付、書替の申請を住所地の労働局(又は交付局)で行って下さい。)
- (3) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- (4) 免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

所持免許申告欄

申請書の項目番号②に「1」を記入した方は必ずこの用紙を記入・添付して下さい。

所持免許申告欄

この申告欄には、所持している計器式の免許証を承認のうえ記入すること。

氏名 **関 東 太 郎**

免許の種類	交付局	免許の種類	交付局
二級ボイラー技師	千葉		
衛生管理者	神奈川		

カントウ タロウ

交付年月日: 5 3 5 1 0 3 1 4

免許の種類	交付局	免許の種類	交付局	交付年月日
1 2	1 2	3 2 5 6 8		5 9 1 0 8
5 0	1 4	3 2 5 7		5 6 9 9

新免許証番号

備考

申請書裏面のコード表を参照して「本籍地コード」を記入して下さい。

すでにお持ちの旧様式の免許証（二つ折タイプの免許証）について、申請書2枚目のコード表を参照して「免許種類コード」「交付局コード」を記入して下さい。
また、「免許証番号」「交付年月日」を転記して下さい。

記入しないで下さい。

【備考】
1 本籍地、免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号(2)の本籍地・住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
2 漢字及び半角点は同一の記入枠に「カ」、「バ」と記入すること。

●添付書類について●

次の(1)～(9)のうち今回必要な書類について説明をよく読み、不足するものがないよう準備して下さい。郵送で申請する場合には、特に〈 〉内に留意して下さい。

(1) 免許試験合格通知書

必ず原本を添付して下さい。

(2) ボイラー取扱い実務経験証明書

特級・一級ボイラー技士免許を申請される方はボイラー取扱い実務経験証明書の原本を添付して下さい。

(3) 試験免除資格を証明する書面

イ 免許試験結果通知書

必ず原本を添付して下さい。

ロ 実技教習修了証

クレーン運転実技教習修了証、移動式クレーン運転実技教習修了証、又は揚貨装置運転実技教習修了証の原本を添付して下さい。

〈郵送の場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ修了証の原本及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたうえでコピーを送付することもできます。〉

ハ 免許を受ける資格を有することを証明する書面

免許申請書の免許申請の㊦新規交付申請欄の資格内容（ ）内に記入した資格を証する書面で、卒業証明書等（卒業証明書及び必要に応じて履修単位証明書等）、各種の免状、免許証、職業訓練修了証等をいいます。

申請先の都道府県労働局に原本を持参して下さい。

〈郵送で申請する場合も、卒業証明書は原本を添付して下さい。それ以外の書面で保存が必要なものについては、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたうえでコピーを送付して下さい。〉

(4) 本人確認証明書

申請書の申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地の欄に記入した事実を証する書面のことで、住民票、自動車運転免許証等の公的な書面を言います。

〈郵送で申請する場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ原本及び申請書（必要事項を記入し、写真も添付済みのもの）を持参し、本人確認を受けた申請書を送付して下さい。〉

なお、後述の(8)ロの「現在既に持っている他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式のもの添付した場合には、本人確認証明書を添付する必要はありません。

(5) 氏名の変更の場合は戸籍抄本、本籍地の変更の場合は戸籍抄本又は本籍地が記載された住民票の写し

氏名又は本籍の変更を証明する書面として添付します。

必ず原本を添付して下さい。〈郵送の場合も原本送付のこと。〉

(6) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、

免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことです。(郵送の場合も原本送付のこと。)

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(7) 免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。

詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。(18、19ページを参照してください。)

(8) 労働安全衛生法関係既得免許証

イ 申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、従前の免許証を添付して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

(郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたうえでコピーを送付することもできます。)

ロ 現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で原則処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー(コピーは全面コピーしたものが必要です)を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

(郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたうえでコピーを送付することもできます。)

(9) 免許証送付用封筒

免許証は申請先の都道府県労働局で審査を受けた後、東京労働局免許証発行センターから簡易書留により後日送付されます。専用の免許証送付用封筒(免許申請書セットの中に入っている窓あきの封筒。紛失した場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。)に送付用切手(郵送料+簡易書留料、平成21年4月1日現在380円)のみを貼り同封して下さい。(免許証の返送先の住所や氏名は申請書に記載されたものが印字されますので、封筒に氏名や住所等は記載しないで下さい。)

●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用して行っていただくことになりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。

(URL：<http://www.e-gov.go.jp/index.html>)

I 事前準備（初めての方のみ）

- ① 電子署名の電子証明書を取得して下さい。
- ② 動作環境を確認し、パソコンの設定を行って下さい。
- ③ 安全な通信を行うための証明書の入手と設定を行って下さい。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「e-Gov電子申請システムを初めてご利用される方」のページを参照下さい。

(URL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/beginner.html>)

II 申請書の作成

※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「《利用方法》新規申請」のページを参照下さい。

(URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/help11.html>)

III 電子納付（前納）

免許証申請の手続については、手数料（各種免許申請につき1,450円）を納付する必要があります。手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意ください。手数料等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「e-Gov電子申請システムのご利用方法」のページを参照下さい。

(URL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/use.html>)

IV 添付書類の提出

添付書類（15、16ページ参照）については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの状況照会用画面のコメント通知を印刷して同封して下さい。

V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「《利用方法》処理照会」のページを参照下さい。

(URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/help41.html>)

●問い合わせ先●

申請に関して不明な点は、下記の都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1	札幌第1合同庁舎		☎011-709-2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2丁目4番25号	青森合同庁舎		☎017-734-4113
岩手労働局	〒020-0023	盛岡市内丸7番25号	盛岡合同庁舎1号館		☎019-604-3007
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	仙台第4合同庁舎		☎022-299-8839
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号	秋田合同庁舎		☎018-862-6683
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号	山交ビル3F		☎023-624-8223
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1番46号	福島合同庁舎		☎024-536-4603
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号			☎029-224-6215
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号	宇都宮第2地方合同庁舎		☎028-634-9117
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号	群馬県公社総合ビル8F		☎027-210-5004
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2	ランド・アクセス・タワー15F		☎048-600-6206
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号	千葉第2地方合同庁舎		☎043-221-4312
				申請テレホンサービス	☎043-222-4336
東京労働局	〒102-8306	千代田区九段南1-2-1	九段第三合同庁舎13階	労働基準部 安全課	☎03-3512-1615
				労働基準部 労働衛生課	☎03-3512-1616
	〒108-0014	東京都港区芝5-35-1	東京労働局免許証発行センター*		
※申請者からの書類の到達・発送事務に関すること					
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地	横浜第2合同庁舎	労働基準部 安全課	☎045-211-7352
				労働基準部 労働衛生課	☎045-211-7353
新潟労働局	〒951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地			☎025-234-5923
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	富山労働総合庁舎		☎076-432-9142
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号	金沢駅西合同庁舎		☎076-265-4424
福井労働局	〒910-0019	福井市春山1丁目1番54号	福井春山合同庁舎		☎0776-22-2657
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号			☎055-225-2855
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22-1			☎026-223-0554
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地	岐阜合同庁舎		☎058-245-8103
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号	静岡地方合同庁舎		☎054-254-6314

愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	労働基準部 安全課	☎052-972-0255
			労働基準部 労働衛生課	☎052-972-0256
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎		☎059-226-2107
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6番6号		☎077-522-6650
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451		☎075-241-3216
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	労働基準部 安全課	☎06-6949-6496
			労働基準部 労働衛生課	☎06-6949-6500
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	労働基準部 安全課	☎078-367-9152
			労働基準部 労働衛生課	☎078-367-9153
			労働基準部 免許係	☎078-367-9110
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎		☎0742-32-0205
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田48番地 和歌山労働総合庁舎		☎073-488-1151
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89-9		☎0857-29-1704
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎		☎0852-31-1157
岡山労働局	〒700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎		☎086-225-2013
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館		☎082-221-9243
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館		☎083-995-0373
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番6 徳島地方合同庁舎		☎088-652-9164
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート3番33号		☎087-811-8920
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4番3 松山若草合同庁舎		☎089-935-5204
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田1番地39号 労働総合庁舎		☎088-885-6023
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	労働基準部 安全課	☎092-411-4865
			労働基準部 労働衛生課	☎092-411-4798
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎		☎0952-32-7176
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6F		☎095-801-0032
熊本労働局	〒860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎		☎096-355-3186
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F		☎097-536-3213
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎		☎0985-38-8835
鹿児島労働局	〒892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎		☎099-223-8279
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階		☎098-868-4402